

SSKS 療育ねっとわーく川崎

2017年7月20日発行
No.200 (2800部)
NPO法人
療育ねっとわーく川崎
発行者 江川 文誠
編集者 谷 みどり

☆放課後の過ごし方を選択できる!
☆自分にとって(わが子にとって)どの学校に行ったらいいのかわかる!
☆結婚して幸せな家庭を築きたい!
☆卒業後の進路が選べる!
☆親と一緒に暮らしたい!
☆親と自立したい!
☆結婚して幸せな家庭を築きたい!
☆卒業後の進路が選べる!
☆親と一緒に暮らしたい!
☆親と自立したい!

ラン・・・何がどう【ノーマル】で
あるべきなのか?
答は簡単です。
【障がい児・者が健常者と同じように自分の人生を自ら決定し、生活を送ることが出来る!】
「そりゃ、健常者だって苦労もあれば挫折だってありますわいなあ!」
でも、それぞれのライフステージにおいていくつかの選択肢は当たり前のようにあります。そんなに無限大の選択肢を求めてはいませんが・・・
☆自分にとって(わが子にとって)どの学校に行ったらいいのかわかる!
☆放課後の過ごし方を選択できる!
☆自分たちにも友達と遊ぶ・クラブ活動・帰宅部・・・
いろいろと選択肢がありました



ノーマライゼーション
ラン・・・何がどう【ノーマル】で
あるべきなのか?
答は簡単です。
【障がい児・者が健常者と同じように自分の人生を自ら決定し、生活を送ることが出来る!】
「そりゃ、健常者だって苦労もあれば挫折だってありますわいなあ!」
でも、それぞれのライフステージにおいていくつかの選択肢は当たり前のようにあります。そんなに無限大の選択肢を求めてはいませんが・・・

よね、曜日によって変えたり、気分によって変えたり、
☆卒業後の進路が選べる!
☆希望先の入社試験に落ちた云々はしょうがないとして
☆アフターファイブの過ごし方が選べる!
☆一人でも、友人たちとでも・・・
☆恋人ならなお結構、仕事明けの時間って楽しいですよ!
☆親と一緒に暮らしたい!
☆親と自立したい!
☆結婚して幸せな家庭を築きたい!
☆卒業後の進路が選べる!
☆希望先の入社試験に落ちた云々はしょうがないとして
☆アフターファイブの過ごし方が選べる!

今月号の目次

- 1 1 2017年度サポートセンター
- 2 2 ションプランの改定について
- 3 3 第17回「療育ねっとわーく川崎」定期総会の報告
- 4 4
- 5 5
- 6 6



「○○ができるようにしてほしい・・・」
その選択の結果、できた! できない! ではなく。
【自分の人生を自ら決定し、生活を送ることが出来る!】
そのためには、最低限、選択肢が必要ではないでしょうか?
「○○ができるようにしてほしい・・・」
その選択の結果、できた! できない! ではなく。
【自分の人生を自ら決定し、生活を送ることが出来る!】
そのためには、最低限、選択肢が必要ではないでしょうか?

私の人生バラ色

みなさん、私の新しい家に、遊びに、見学に、来ませんか? 新しいお部屋になって、とてもそうかいな気分でも明るく一人生活を満喫しています。我こそは一人暮らしをしてみたいと思っているみなさん、そしてまた私のこどもも一人暮らしをさせたいわと思っている親子のみなさんに、とても勉強になると思っていますよ。見るなら今のうち、だって新しいから綺麗だし。みなさん早く集まれ、来ないとそんをするぞと声を大きくしてさげびた

と思いますよ。だって、この家は宝物だらけだと思いませんか? よく見るとみなさんがアツそうかと思う物がたくさん、眠っているかもだからです。例えばリフターでの布団からひとりでおき上がったリフターを使ってトイレに行ったり時間はかかりますが、これが最高に楽しいのです。それに毎日の食事やその他のいろいろなくふうもたくさん、冷蔵庫の中にも面白い物だらけです。だから、ぜひ来てみてください。

【9月30日・職員研修】
障害のある人の権利擁護～インクルージョンの世界を求めて
講師：鈴木文治(元麻生養護学校校長)
場所：午前 多摩市民館和室 午後：多摩市民館会議室
やまゆり園事件から、1年が経ちました。あの日の朝の衝撃のテレビ中継を今でも思いだされる方は多いのではないでしょうか。
犯人の重松は、今でも、「意思疎通がとれない人間を安楽死させるべきだ」と主張しているそうです。彼が、どうしてそのような考えを持つに至ったか、十分には解明されていませんが、現在の社会状況が大きく関わっていることは確かでしょう。
今回は、鈴木文治先生をお呼びしての講演と、ワーク

研修会では、どうしたら、インクルージョンの社会を目指すことができるのか、先生の体験も含めたお話を聞いた後、午後は、お話をもとに当事者も含めてのワークショップを考えています。
支援者だけでなく当事者やご家族もどうぞご参加ください。あの事件を決して忘れないために。

クレッシェンド

「療育ねっとわーく」では、近隣住民の方にセンターの存在を知ってもらおうとともに地域交流を深めるため、今年4月からセンターを開放し、毎月第2、第4土曜に「ウエルカフェ」を開いています。そこで、ウエルカフェに参加された3人の方にインタビューをしました。
【質問】「今回のウエルカフェは、何度目の参加ですか?」
【回答】「初めて」
【質問】「初め、ウエルカフェに参加したいと思いませんか?」
【回答】「コミュニケーションが図れた。休みが合えば参加したい。販売やお手伝いがしたい。地域の人や他の作業所の職員と繋がりが持てた。そのうち意見交換をしたい。気軽にに入れる雰囲気、ちょっと立ち寄りたたくても良かった。買物途中、機会があったら立ち寄り寄ってみたい。《当事者の感想》
山田町の物産店をしていると、賃金は無くても、私たちが何かをしてもらう事ばかりではなく、少しは人に何かを返していけるかなと思いついて、とても心が温かくなれるところがあったので嬉しく思うからです。(関野啓治)

会員・賛助会員募集

(連絡先) 〒214-0014 川崎市多摩区登戸2981 サポートセンター Rond
TEL 044-930-0160 Fax 044-930-0128 e-mail: tani@rond.jp http://rond2981.jimdo.com/
(会費振込先) 郵便振込 00280-2-26842 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎
■会費・賛助会費の別をお書きください。振込用紙が必要な方はお知らせ下さい。年会費 2500円 賛助会費 一口 2000円

お知らせ サポートセンターカフェ 地域通貨たま

—サポートセンターからのお知らせ—

●ウェルカフェ営業中！

毎月第2・第4土曜日の10:00~16:00、サポートセンターでOPENしています。
どなたでもOKのカフェ、居場所です。どんな場所かなー？と立ち寄るだけでも大歓迎！

ウェルカフェのウェルはなんのウェル？

- ウェルカム (Welcome: ようこそ)
- ウェルフェア (Welfare: 福祉)
- ウェルネス (Wellness: 幸せで健康)
- ・・・そんな「ウェル」が集まる場所に
- ・・・という思いを込めています。



●「地域通貨たま」導入しました！

地域通貨「たま」ってなに？

- ★おカネ(円)ではありませんが、通貨が持つ働きや仕組みを利用して、多摩区内のボランティア活動など、人、地域、地球に良いことをする活動を活発にしていける道具です
- ★「たま」は多摩区の中で人、市民活動団体、商店、農家などをぐるぐる回るお礼の気持ちです
- ★通貨の単位は「たま」
- ★「たま」は多摩区のため。そして球。いろんな人の間でキャッチボールされ、出会いを作ります



Q: 「たま」はどうやったらもらえるの？

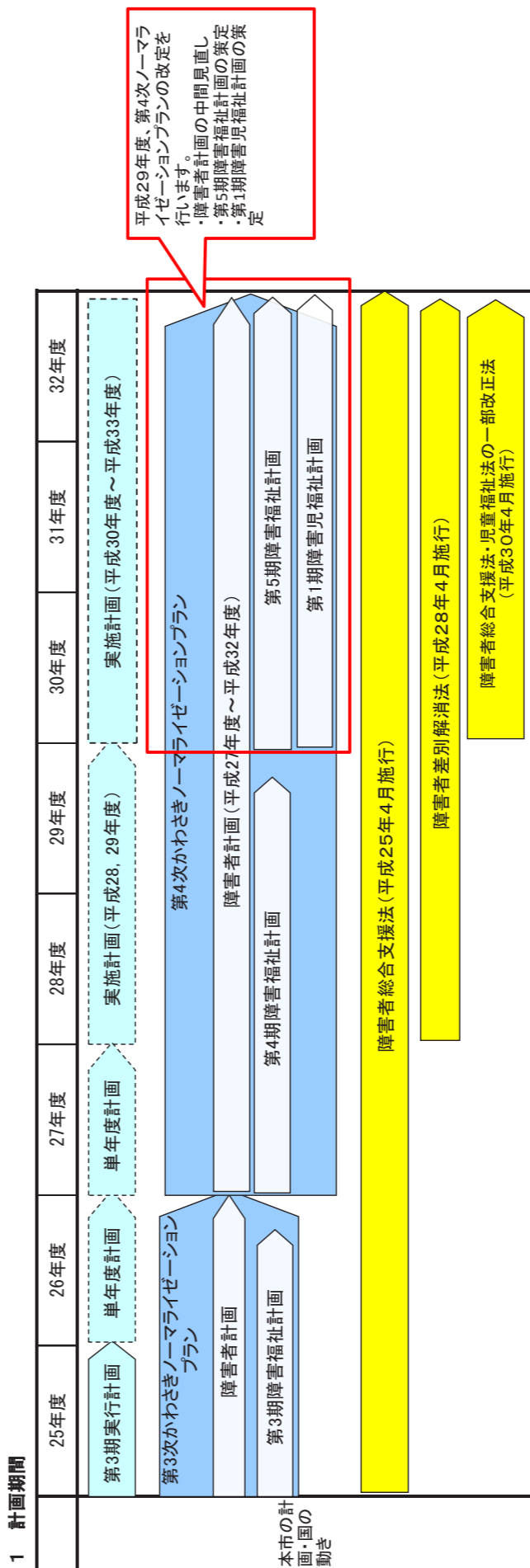
A: ロンドでは、ボランティアやお手伝いをしてくれた方に「300たま／1回」、バザーの品物を提供していただいた方に「100たま／1回」を差し上げます。また、たまに加盟している団体でのお手伝いや、寄付などをしてもらえます。

Q: 「たま」は何に使えるの？

A: ロンドでは、ウェルカフェのカフェ代金としてお使いいただけます。向ヶ丘遊園を中心とした多摩区のいろいろなお店でもたまを使えます。くわしくは「地域通貨たま」のホームページをご覧ください。

<http://www.tamanowa.sakura.ne.jp/>

第4次かわさきノーマライゼーションプランの改定について



2 今回の計画策定の体制について

障害者施策審議会の専門部会として計画策定委員会を設置

3 改定の基本的な考え方

- (1) 第4次かわさきノーマライゼーションプランのうち、障害者総合支援法に定める障害福祉計画は、法定通り平成30~32年度までの3か年を対象とし目標数値を設定する。障害者基本法に定める障害者計画は平成27~32年度までの6年間を計画期間としているが、障害福祉計画の策定に合わせ、中間見直しを行う。
- (2) 児童福祉法の一部改正法により、市町村は平成30~32年度までの3か年を対象に第1期障害児福祉計画を策定することとなった。ノーマライゼーションプランにはすでに障害者計画に「施策2 子どもたちの暮らしに寄り添う支援体制の充実」、障害福祉計画に「数値目標5 障害児支援のための計画的な基盤の整備」として、障害児支援について位置付けているが、改めて必要なサービス、見込み量について検討を行い、障害児福祉計画として位置付ける。
- (3) 障害者総合支援法の一部改正法の内容（自立生活援助、就労定着支援等新たなサービスの創設など）及び、国の障害者基本計画（平成29年度策定、平成30~35年度）、国の社会保障制度改革（「地域共生社会」の実現）などこの間の国の動向を踏まえた検討が必要。
- (4) 本市のマスタープランである「総合計画（第2期実施計画）」（第5期平成30~32年度）、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（平成27年3月策定）、「かわさきバラムーブメント推進ビジョン」（第1期平成28・29年度、第2期平成30・31年度）との連携を図っていくことが必要。
- (5) 数値目標の設定等については、これまでの給付額の推移、平成28年度に行なった生活ニーズ調査の結果、ヒアリング結果等を反映させる。
- (6) 障害者総合支援法の規定により、障害福祉計画を策定・変更しようとする場合は、地域自立支援協議会の意見を聴くこととする努力義務が規定されている。今回の計画策定にあたっては地域自立支援協議会の意見を聴くよう努めるものとする。